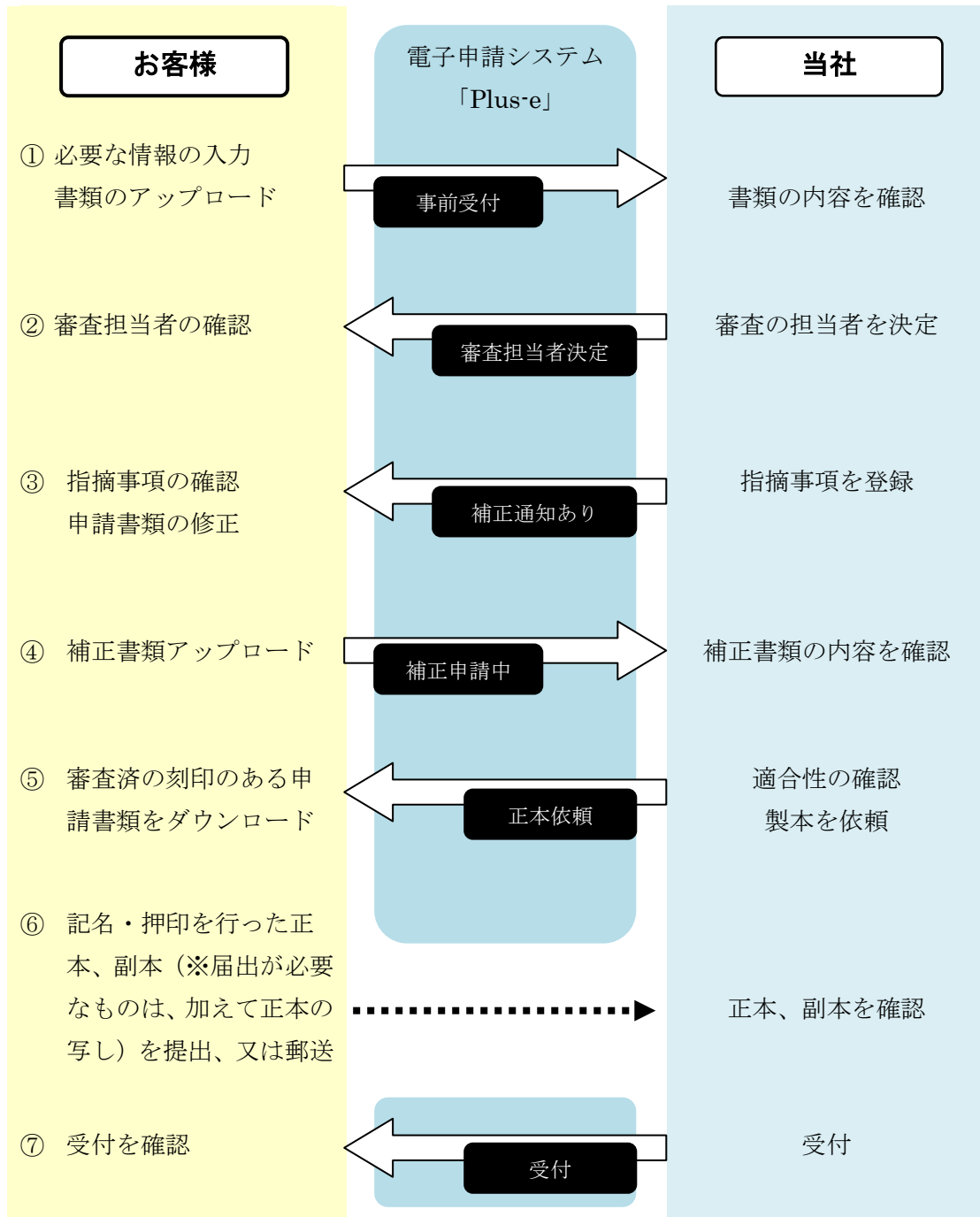


事前審査を電子申請で行う場合について

●事前審査の流れ

当社では、インターネットを利用した電子申請システム「電子申請ポータルサイト Plus-e」（以下「Plus-e」という。）において、下記のフローに従って、省エネ適判の事前審査を行うことができます。



●事前審査の対象

1. 省エネ適判

省エネ適判の事前審査の対象範囲は、非住宅部分のみとなります。従って、届出が必要な複合建築物の場合、事前審査時にアップロードいただく書類は非住宅部分のみとし、上記フローの⑥正本・副本等の送付時に住宅部分を追加して送付してください（住宅部分は所管行政庁に送付するため、別冊としてください）。

2. 省エネ適判の代わりとなる低炭素建築物又は性能向上計画認定

省エネ適判ではなく、低炭素建築物新築等計画認定又は建築物エネルギー性能向上計画認定を取得する場合、当該認定の技術的審査も「Plus-e」で行えるのは事前審査のみとなります。なお、この場合、届出が必要な複合建築物の住宅部分は審査の対象となりますので、住宅・非住宅の双方をアップロード願います。

●受付を行う書類について

事前審査の終了後、正本依頼時に当社で電子スタンプを行った申請書類一式をアップロードしますので、これをダウンロードして押印等を行い、正本・副本としてください。

刻印がない図書、あるいは不足図書がある場合については、事前審査を行ったものとはみなしません（追加料金は発生しませんが、審査時間を頂戴します）。

●利用上の注意

「Plus-e」の利用をご希望の方は、事前に登録を行って頂きます。利用契約については電子申請ポータルサイト上の「電子申請サービス利用約款」をお読みください。

また、「Plus-e」の操作方法については、登録の際に送付する「Plus-e 電子申請操作説明書」を送付致します。